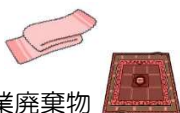


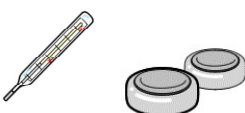
■事業系ごみの分別表

事業系一般廃棄物として受入れできるもの

「事業系一般廃棄物」に該当するものは西白河地方クリーンセンターに搬入できます。

動植物性残渣 (厨芥類)	食品の売れ残り 食べ残したもの 調理くずなど 	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業などから発生するものは産業廃棄物となり、受入れできません。
紙くず	汚れのついた紙 リサイクルできない紙など 	建設業（工事に伴い生じたもの）、紙又は紙加工品製造業、印刷出版業などから発生するものは産業廃棄物となり、受入れできません。
木くず	木製品 剪定枝など 	建設業（工事に伴い生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製造業含む）などから発生するものとパレットは産業廃棄物となり、受入れできません。
繊維くず	天然繊維 天然皮革など ※化学繊維は産業廃棄物 	建設業（工事に伴い生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）などから発生するものは産業廃棄物となり、受入れできません。

産業廃棄物であるもの

プラスチック類	飲料用などのペットボトル、 弁当・カップ類、ラップ類、 トレイ、ビニール袋、 発砲スチロール、化学繊維など 	業種に関係なく産業廃棄物に該当します。 産業廃棄物処理業者等に委託してください。 可能な限り減量化や資源化に努めてください。 （飲料用の缶・びん・ペットボトルの資源化など） 家電リサイクル法対象製品につきましては、産業廃棄物処理業者等に委託するか、販売店やメーカーにお問い合わせください。
金属類	飲料用の缶、刃物類、スプレー缶、 一斗缶、金具類など その他金属（事務机、ロッカーなど） 	
ガラス陶磁器類	飲料用のびん、コップなどのガラス類、 陶器類など 	
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計、 ボタン電池など 	
混合物	家電リサイクル法対象製品 （エアコン、テレビ、 冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機） 	
	その他小型家電製品など 	